



## 第1 監査の対象

### 環境部

環境政策課、環境対策課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、収集管理課、環境施設課

### 都市計画部

都市計画課、都市景観課、都市整備課、交通政策課、公園整備課、建築指導課、開発指導課、川越駅西口まちづくり推進室、新河岸駅周辺地区整備事務所

## 第2 監査の期間

平成30年12月5日から平成31年1月11日まで

## 第3 監査の方法

あらかじめ提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、平成30年度（4月から10月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

### 1 収入事務について

・ 使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納事務

### 2 現金の管理について

着眼点 ①管理状況 ②照合体制 ③納入状況

### 3 契約事務について

・ 委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する部署については、契約の種類等を考慮し、3件を抽出した。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行

### 4 補助金の交付事務について

・ 4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について  
着眼点 ①目的及び履行
  
- 6 備品管理について  
・備品出納簿より3件を抽出した。  
着眼点 ①管理状況
  
- 7 情報管理について  
着眼点 ①管理状況

#### 第4 監査を執行した監査委員

牛窪佐千夫、石川隆二、三上喜久蔵、大泉一夫

#### 第5 監査の結果

監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、事務処理上留意すべき点で軽易なものは、監査執行の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

#### 【環境部】

##### (1) 収入事務について

環境政策課及び資源循環推進課を除く全ての部署に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に執行するよう要望する。

##### (2) 現金の管理について

環境対策課及び収集管理課を除く全ての部署に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、環境政策課の緑の基金募金箱について、前回監査時に指摘された現金の納入に関して、措置報告をしたにもかかわらず、措置内容が実施されていなかった。

今後、現金の管理については、公金であるという意識を常に持って、適正に管理するよう要望する。

##### (3) 契約事務について

全ての部署に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に執行するよう要望する。

(4) 補助金の交付事務について

環境政策課、環境対策課及び資源循環推進課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、環境政策課の保存樹木奨励金について、申請から決定までの各段階における不備が複数あり、要綱の規定に基づく処理が行われていなかった。

今後、補助金等の交付手続等に関する規則等にのっとり、適正に執行するよう要望する。

なお、補助事業については、その事業目的に照らして常に見直しを図り、終期設定等の運用方法についても検討され、今後とも適正に執行するよう併せて要望する。

(5) 旅費の支出事務について

関係書類等により調査した結果、資源循環推進課及び環境施設課において、前回の監査時に旅行命令書の記載に関する指摘を受けていたにもかかわらず、記入もれや記入誤りが多数あった。

今後は適正に執行するよう要望する。

(6) 備品管理について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

(7) 情報管理について

環境政策課、産業廃棄物指導課及び環境施設課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

**【都市計画部】**

(1) 収入事務について

都市計画課、建築指導課、開発指導課及び川越駅西口まちづくり推進室を除く全ての部署に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に執行するよう要望する。

(2) 現金の管理について

都市計画課、都市景観課、都市整備課及び公園整備課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、現金の管理については、公金であるという意識を常に持って、今後とも適正に管理す

るよう要望する。

(3) 契約事務について

全ての部署に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に執行するよう要望する。

(4) 補助金の交付事務について

都市景観課、交通政策課及び建築指導課に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、補助事業については、その事業目的に照らして常に見直しを図り、終期設定等の運用方法についても検討され、今後とも適正に執行するよう要望する。

(5) 旅費の支出事務について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に執行するよう要望する。

(6) 備品管理について

関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

(7) 情報管理について

新河岸駅周辺地区整備事務所を除く全ての部署に該当事務があった。関係書類等により調査した結果、特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。